

大阪府新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う
医師等派遣体制の確保事業補助金交付要領

(目的)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、医療機関・薬局に勤務する医師又は薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行えなくなった場合でも、継続した診療等が行えるよう他の医療機関・薬局から医師又は薬剤師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保するとともに、大阪府新型コロナウイルス感染症重点医療機関（以下「重点医療機関」という。）に派遣される医師又は薬剤師の処遇の向上を図るため、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局（派遣先）において代わりに診療等に従事する医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局（派遣元）に対して、その派遣実績に応じて、予算の定めるところにより、新型コロナウイルスに感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知の別紙）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、大阪府内に所在する医療機関・薬局であって、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局（派遣先）において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局（派遣元）とする。

新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師とは、病原体診断を受けるよう保健所から指示された医師又は薬剤師をいう。

なお、派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助金交付の対象となる経費及びその補助額は、別表の補助金交付基準に定める基準により算出した額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、大阪府新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、

知事が別に定める日までに知事に提出することにより行わなければならない。

(経費等の内容変更等)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業補助金の補助事業に係る変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業補助金の補助事業に係る事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請者に交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。

(4) 知事は、補助事業者が交付決定の前に行った当該事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和4年4月1日以降に執行した経費に限る。

2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、下記各号のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書(様式第1号-4)により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

(1) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(2) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受けた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定通知を受け取った日以後、速やかに大阪府新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業補助金交付請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、大阪府新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業補助金実績報告書(様式第5号)により補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金の交付決定を受けた補助事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 知事は、前々条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

5 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

6 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第15条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行し、令和2年12月14日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年8月19日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から廃止する。

(経過措置)

- 2 この要領の廃止の前に、改正前の大阪府新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業補助金交付要領（以下「旧要領」という。）に基づきなされた交付の決定及び実績報告については、次のとおりとする。
 - (1) この要領の廃止の前になされた規則第5条第1項に基づく交付の決定については、なおその効力を有する。
 - (2) この要領の廃止の前になされた交付の決定に係る実績報告及び補助金の交付は、旧要領の例による。
 - (3) この要領の廃止の前の事業実施に係る補助金の額については、旧要領に基づき算定した額によるものとする。

別表

補助金交付基準

ア 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

※1,000円未満切り捨て

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医師 (ア) 重点医療機関に派遣する場合 1人1時間あたり 15,100円×勤務時間数 (イ) 重点医療機関以外に派遣する場合 1人1時間あたり 7,550円×勤務時間数</p> <p>(2) 薬剤師 (ア) 重点医療機関に派遣する場合 1人1時間あたり 8,280円×勤務時間数 (イ) 重点医療機関以外に派遣する場合 1人1時間あたり 2,760円×勤務時間数</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料(上記経費に該当するもの)</p>	<p>10/10</p>

- 大阪府新型コロナウイルス感染症重点医療機関とは、大阪府新型コロナウイルス感染症重点医療機関 指定要領に基づき大阪府知事が指定する医療機関をいう。
- 派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合を含む)した医師又は薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関・薬局において診療等に従事することができない期間とする。
- 新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合を含む)した医師又は薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関・薬局において診療等に従事することができない期間とは、新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合を含む)し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師が病原体診断を受けた日から、検査結果が陰性の場合には陰性結果が出た日まで、検査結果が陽性の場合には同医師又は薬剤師が退院もしくは療養解除された日までの期間内で、派遣元が派遣先より派遣要請を受けた期間とする。

- ・ 府において派遣元から医師又は薬剤師が派遣された実績を確認した上で支援を行う。派遣する医師又は薬剤師について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除する。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師 1 人/日に対し、代替医師又は薬剤師は 1 人/日までとする。
- ・ なお、派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に 1 件のみ所在する薬局を対象とする。